広島市

# 協賛金融機関との連携による環境配慮型分譲マンションの普及促進に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市と連携した金融機関による環境配慮型住宅ローンの実施等により、優れた環境性能を備えた分譲マンションの普及の促進を図り、もって地球温暖化対策等の推進及び良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成２１年広島市条例第３１号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　環境配慮型分譲マンション　広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第２２条第１項の規定により建築物環境計画書が提出された分譲マンションのうち、建築物環境配慮指針（平成２１年広島市告示第２８２号）に定めるＣＡＳＢＥＥ広島（広島市建築環境総合性能評価システム）による環境性能のレベル（以下「環境性能レベル」という。）が３以上であると評価されたものをいう。

⑵　金融機関　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成２１年法律第９６号）第２条第１項に規定する金融機関及び保険業法（平成７年法律第１０５号）第２条第３項に規定する生命保険会社をいう。

⑶　環境配慮型住宅ローン　貸付けの対象者を次のア又はイのいずれかとし、かつ、その貸付利率が店頭表示金利（各金融機関において、約定された市場金利に係る利率の水準を勘案して、住宅ローン等の実施に当たって指標となる利率として定めるものをいう。）の利率より低い利率である住宅ローンをいう。

ア　環境配慮型分譲マンション（第４条第４項の場合に該当しないにもかかわらず、同条第２項の規定による表示を省略しているものを除く。以下この号及び第７条第１項において同じ。）の住戸を購入する者

イ　環境配慮型分譲マンションのうち環境性能レベルが４以上であると評価されたものの住戸を購入する者

（協賛金融機関の認定等）

第３条　市長は、協賛金融機関の募集を行うものとする。

２　協賛金融機関の認定を受けようとする金融機関は、市長に申込みをするものとする。

３　前項の申込みがあったときは、市長は、申込みに係る金融機関が次に掲げる要件を満たす場合には、これを協賛金融機関として認定するものとする。

⑴　本市の区域内に本店、支店又は営業所を有していること。

⑵　環境配慮型住宅ローンの申込みを１年以上の期間にわたって受け付けることができること。

４　市長は、前項の規定により協賛金融機関の認定をしたときは、その商号及び実施しようとする環境配慮型住宅ローンの概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（環境標章の設定等）

第４条　市長は、当該分譲マンションが環境配慮型住宅ローンの対象であることを示す標章（以下「環境標章」という。）を定めるものとする。

２　環境配慮型分譲マンション販売者（環境配慮型分譲マンションの建築主及び当該建築主から当該環境配慮型分譲マンションの住戸の販売又は媒介の委託を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該環境配慮型分譲マンションの住戸の販売又は媒介に際し、当該住戸が環境配慮型住宅ローンの対象である旨の広告（新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するもの又はインターネットを利用して閲覧することができるものに環境配慮型分譲マンションの住戸の価格及び間取りが表示されるものに限る。）を行うときは、環境標章を当該広告に表示するものとする。

３　環境標章の様式及び表示の基準は、別表第１に掲げるとおりとする。

４　第２項の規定にかかわらず、環境配慮型分譲マンションの住戸の販売の広告が書面によるものであって、当該書面における当該広告に係る部分の面積が別表第２に掲げる基準の面積以下のものである場合は、環境配慮型分譲マンション販売者は、環境標章の表示を省略することができる。

５　市長は、環境配慮型分譲マンション販売者に対し、販売又は媒介に係る住戸の環境配慮型分譲マンションの環境性能レベルに応じた環境配慮型住宅ローンを実施する協賛金融機関がなくなった場合は、当該環境配慮型分譲マンションに係る環境標章の表示を中止するよう指示するものとする。

６　環境配慮型分譲マンション販売者は、前項の規定による指示を受けた場合は、第２項の規定にかかわらず、直ちに当該環境標章の表示を中止するものとする。

（環境標章の表示の届出等）

第５条　環境配慮型分譲マンション販売者は、その販売に係る環境配慮型分譲マンションごとに、最初に前条第２項の規定による環境標章の表示をしたときは、当該販売の広告又はその写しを添えて、次に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

⑴　当該販売に係る環境配慮型分譲マンション販売者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　環境配慮型分譲マンションの名称及び所在地

⑶　環境配慮型分譲マンションの環境性能レベル

⑷　その他市長が定める事項

２　環境配慮型分譲マンション販売者は、一の環境配慮型分譲マンションの住戸の販売の広告のすべてについて前条第４項の規定により環境標章の表示を省略しようとする場合において、最初に当該販売の広告をしたときは、前項各号に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

３　前２項の規定による届出をした環境配慮型分譲マンション販売者は、当該届出に係る環境配慮型分譲マンションの建設工事が完了するまでの間において、第１項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出るものとする。

４　第１項の規定による届出をした者は、環境標章の表示を中止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出るものとする。

（環境標章に係る届出の公表）

第６条　市長は、前条各項の規定による届出があったときは、その概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（環境配慮型住宅ローンの実施等）

第７条　協賛金融機関は、環境配慮型住宅ローンに係る申込みがあった場合において、当該環境配慮型住宅ローンの実施に関し当該協賛金融機関が事前に定める貸付条件に従い審査を行った上で、適当と認めたときは、これを承諾するものとする。

２　協賛金融機関は、前項の貸付条件を定めたときは、市長に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

３　協賛金融機関は、環境配慮型住宅ローンの申込みの受付を取りやめようとするときは、取りやめる日の６０日前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

４　前項の規定による届出があったときは、市長は、当該協賛金融機関に係る第３条第３項の認定を取り消すとともに、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（不当な表示への対応等）

第８条　市長は、分譲マンションの住戸の販売をしようとする者が行う当該販売の広告において、環境標章の不当な表示が行われていると認めたときは、当該表示の中止を求める等必要な措置を講ずるものとする。

２　前項の場合において、当該分譲マンションに係る環境標章の表示について第５条第１項の規定による届出がされているときは、市長は、第６条の規定による公表を中止するものとする。

３　協賛金融機関は、第１項の規定により環境標章の表示の中止を求められた分譲マンションの住戸について前条第１項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾しないものとする。

（市民への周知）

第９条　市長は、インターネットの利用その他適切な方法により、市民に環境配慮型住宅ローンの内容について周知するものとする。

（委任規定）

第１０条　この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日から施行する。

２　第３条第１項の募集及び同条第２項の申込みに関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第１（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="3">様 式 又 は 表 示 の 基 準</th></tr>
<tr><td colspan="2">環境標章の様式</td><td colspan="3">環境配慮型住宅ローン<br>対 象 マ ン シ ョ ン<br>CASBEE 広島（　　年）<br>総合環境性能（5段階）<br>この表示は、広島市が定めた建築物の総合環境性能の評価システム（CASBEE 広島）による評価結果です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境標章に表記する事項</td><td colspan="3">環境配慮型分譲マンションの環境性能の評価を行った年及びその結果</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境性能レベルの表示方法</td><td>⑴　CASBEE広島による評価</td><td>レベル３<br>良い（B+）</td><td>レベル４<br>大変良い（A）</td><td>レベル５<br>大変優れている（S）</td></tr>
<tr><td>⑵　環境標章に表記する記号</td><td>★　★　★</td><td>★★★★</td><td>★★★★★</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境標章の基本寸法</td><td colspan="3">環境標章の大きさは、縦３０ミリメートル、横５０ミリメートルを基本とすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">環境標章の基本色</td><td>⑴　基本部分</td><td colspan="3">緑。ただし、窓部分は白抜きとする。</td></tr>
<tr><td>⑵　環境配慮型住宅ローン対象マンションの項目部分</td><td colspan="3">白文字</td></tr>
<tr><td>⑶　その他</td><td colspan="3">黒文字</td></tr>
</table>

備考

１　環境標章を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものであること。

２　印刷上の制約等から規定された基本色を使用することができない場合は、基本色の代わりに識別しやすい単色を使用することができる。この場合において、備考の１に掲げる事項に反しないものとすること。

別表第２（第４条関係）

| 基　　準 |
| --- |
| 日本工業規格Ａ列４番の用紙の大きさに相当する面積 |

備考　一の広告に環境配慮型分譲マンションの住戸の販売の広告とその他の建築物等の広告が掲載されている場合は、その他の建築物等の広告に係る部分を除いた面積とする。